

平成 29 年 10 月吉日

排出事業者 各位

収集運搬事業者 各位

群馬環境リサイクルセンター株式会社

水銀廃棄物について

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、既にご周知のとおり水銀に関する廃棄物処理法令が平成 29 年 10 月 1 日より改正施行され、水銀を含む廃棄物の処分方法が変わりました。水銀を含む廃棄物は特別管理廃棄物に指定され、その取扱い（収集運搬・保管）や処分には新たに「水銀使用製品産業廃棄物等」の事業範囲の追加変更を必要とされています。

弊社といたしましては、「医療系廃棄物の中間処理」を専業としてまいりましたが、中間処理の過程で水銀混入による煤塵の汚染等の事故は創業以来発生しておりません。又、弊社の処理設備では当該廃棄物を適正に処理することは不可能であります。従いまして、弊社と致しましては、新たに「水銀使用製品産業廃棄物等」の中間処理を新たに許可範囲に加えることはせずに、水銀を含む廃棄物の受け入れは固くお断り致しますのでご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

又、すでに排出事業者様の多くが、水銀を含む体温計や血圧計は処分済みと伺っております。ひとたび水銀の汚染事故が発生しますと、排ガス処理以降の設備清掃や改修に長期間の炉停止を余儀なくされ、排出事業者様に多大なご不便をかけることとなりますので、今後とも誤っての混入等がなきよう重ねてお願い申し上げます。

尚、所管行政からの案内を添付いたしますので、併せてご高覧いただきたく存じます。

敬具